請求日: 年 月 日

個人情報開示等請求書

必要事項の記入漏れ、書類の不足その他手続に不備がありますと、開示請求に応じかねる場合がありますのでご了承ください。 また、記入漏れ、書類の不足その他手続の不備によって開示請求に対する回答が遅れたとしても、当社はその責任を負いかねます ので、予めご了承ください。

株式会社プライメックスキャピタル 宛

私は、	貴社所定の手続に従い、	以下のとおり貴社の	開示対象個人情報の開示	(利用目的の通知、	変更等を含む)	を請求します。
-----	-------------	-----------	--------------------	-----------	---------	---------

	, , , , ,		, - H - / / 0
		フリガナ	開示対象者との関係
請求	氏名	即	
請求者		(T –)	生年月日
	住所	連絡先電話番号 ()	年 月 日

請求者と開示対象者が異なる場合(代理人の場合)は、以下の内容もご記入ください。記入する内容は委任状に記載された内容と同一としてください。

同一でない場合は開示請求に応じかねますのでご了承ください。また、開示対象者に対し開示の意思確認をさせていただきます。 開示対象者の意思確認が行えない場合、開示請求に応じかねる場合がありますので予めご了承ください。

15135.3	カイバコダイロックにから中国がアーコングは、一切が明されていいとは、4ならのからグランディックにコップにコンディンには、9						
		フリガナ	(電話番号)				
開	氏名						
開示対象者		(〒 −)	生年月日				
14	住所	連絡先電話番号(一 一 一)	年 月	j E			

■請求内容(該当する番号を○で囲んでください。)

(該当項目にレ点および趣旨等を「具体的な請求内容」に記載してください)

- 1. 個人情報の開示
- 2. 個人情報の利用目的の通知
- 3. 個人情報の訂正等(□訂正 □追加 □削除)、趣旨、理由
- 4. 個人情報の停止等(□利用停止 □消去 □第三者提供の停止)理由
- ■希望する回答方法(該当する番号を○で囲んでください。)
 - 1. 店頭
 - 2. 郵送
 - 3. 電子メールによる PDF 送付

■具体的な請求内容

(裏面の注意事項を必ずお読みください)

【当社記入欄】

受 付 日	年	月	日
会員番号			
本人確認方法			

個人情報 部門責任者	個人情報 部門担当者	担当者
/	/	/



【注意事項】

1. ご提出いただくもの(「○」印が開示請求に必要な書類です。)

開示等の求めに際してご提出いただく書面		本人等			
		本人および 連帯保証人	法定代理人 および相続人	任意代理人	
①当社所定の書面	個人情報開示等請求書	0	0	0	
◎★ L 然白 包えます明まって	本人または連帯保証人自身を証明する為の書類	0	_	_	
②本人等自身を証明するための書類	代理人 (法定代理人, 相続人, 任意代理人) 自身を証明する為の書類	_	0	0	
③代理人等の資格を証明	法定代理人および相続人の資格を証明する為の書類	_	0	_	
するための書類	任意代理人の資格を証明する為の書類			0	

(1) 本人等自身を証明するための書類

	本人確認書類として以下より 1 点(有効期限内のもの)		左記書類をお持ちでない場合は、以下書類より2点	
	運転免許証		(被保険者番号・記号をマスキングした)各種健康保険証	
	旅券 (パスポート)		各種年金手帳	
	在留カード		印鑑登録証明書 (発行日から3ヶ月以内の原本)	
写真付き	写真付き住民基本台帳カード	写真なし	(本籍地をマスキングした) 戸籍謄本・抄本 (発行日から3ヶ月以内の原本)	
	特別永住者証明書		住民票(発行日から3ヶ月以内の原本)	
	船員手帳		その他公的機関が発行する証明書	
	その他公的機関が発行する写真付き証明書		-	

※郵送の場合()に原本と記載のない書類はコピーにてお願いいたします。

(2) 代理人等の資格を証明するための書類

開示請求者(代理人)		代理人の資格を証明するための書類
	親権者	本人との関係が証明できる戸籍謄本または住民票
法定代理人	未成年後見人	本人との関係が証明できる戸籍謄本または裁判所の選任審判書 (写し、発行日から3ヶ月以内)または後見登記の登記事項証明書
	成年後見人	裁判所の選任審判書および審判確定証明書(写し、発行日から3ヶ月以内) または後見登記の登記事項証明書
相続人		被相続人と相続人との関係が証明できる被相続人の除籍権・抄本等 および相続人の戸籍権・抄本等
任意代理人		開示請求委任状※本人の実印押印と印鑑登録証明書(発行日から3ヶ月以内)

2. 回答方法

ご依頼者	回答方法
ご本人・連帯保証人または任意代理人	店頭、請求者が当社に届出ている住所に郵送又は認証済メールアドレスへのPDF送付により回答
法定代理人または相続人	店頭、請求者の本人確認書類記載の住所に郵送又は認証済メールアドレスへのPDF送付により回答

- (1) 開示等請求書等が当社に到着した日から10営業日以内に回答いたします。
- (2) 調査に日数を要するなど諸事情により10営業日を超える場合もございますが、その場合はその旨をご連絡いたします。
- (3) 郵送にて送付しました開示報告書面が、郵便局より「保管切れ」で当社へ返送された場合、個人情報保護のため3ヶ月保管後廃棄しておりますので、期間経過後は、再度、開示手続をしていただきますようお願いいたします。
- (4) 電子メールでの PDF 送付による回答方法の場合、当社からの確認用電子メールへの返信によるメールアドレスの認証が必要です。

以上